

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規 則
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(二・子育て支援課)

規 則

秋田県規則第二号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和四十八年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び児童福祉法施行規則」を、「児童福祉法施行規則」に改め、「省令」という。)の下に「及び里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第一百五号。以下「里親認定省令」という。)」を加える。

第二条第一項第十四号中「第九条の六」を「第九条の八」に改める。

第十二条の見出しを「(保護受託者の申出書)」に改め、同条中「様式第十八号」を「様式第十八号の六」に改め、同条を第十二条の四とし、第十一条の次に次の三条を加える。

(里親の認定及び登録の申請)

第十二条 里親認定省令第六条第一項(里親認定省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)(の申請書の様式は、様式第十八号のとおりとする。

2 里親認定省令第九条(里親認定省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)(の登録の申請は、前項の申請書にその旨を記載して行うことができる。

(里親の認定及び登録の取消しの申請)

第十二条の二 里親認定省令第八条第五号(里親認定省令第十五条、第十七条及び第

二十条において準用する場合を含む。)(及び第十一条第三号(里親認定省令第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)(の申請は、様式第十八号の二による申請書によってしなければならない。

(里親に係る登録事項の変更の届出等)

第十二条の三 里親認定省令第十三条第一項(里親認定省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)(の規定による届出は、里親に係る登録を受けた事項について変更が生じた場合にあつては様式第十八号の三による届出書、委託児童について事故が発生した場合にあつては様式第十八号の四による届出書によってしなければならない。

2 里親認定省令第十三条第二項(里親認定省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)(の規定による届出は、様式第十八号の五による届出書によってしなければならない。

様式第十八号中「里親又は保護受託者申出書」を「親申出書」を「保護受託者申出書」を

「様」に「里親又は保護受託者」を「保護受託者」に改め、

「里親又は保護受託者及びそれと同居する者」

「保護受託者及びそれと同居する者」

「里親の場合は養育費に対する希望・保護受託の場合は住込か通勤かを記入)」を「(住み込みか通勤かを記入)」に改め、

「(保護受託者) 事業場」

の六とし、様式第十七号の次に次の五様式を加える。

様式第十七号の次に次の五様式を加える。

を

様式第十七号の次に次の五様式を加える。

に改め、同様式の備考を削り、同様式を様式第十八号

様式第18号

里親認定申請書

年 月 日

秋田県知事 様

申請者氏名 ㊟

里親の認定について(申請)

里親の認定を受けたいので、里親の認定等に関する省令第6条第1項(第15条において準用する同令第6条第1項、第17条において準用する同令第6条第1項、第20条において準用する同令第6条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

認定を受けようとする里親の種類		養育里親 ・ 親族里親 ・ 短期里親 ・ 専門里親						
本籍地		現住所						
里親希望者及びその同居の家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	健康状態		
	里親		男・女	歳				
	希望者		男・女	歳				
	同居の家族			男・女	歳			
				男・女	歳			
				男・女	歳			
				男・女	歳			
里親の認定を希望する理由								
登録の申請	申請する(養育里親 ・ 短期里親 ・ 専門里親) ・ 申請しない							
備考								

- 備考 1 認定を受けようとする里親の種類欄及び登録の申請欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 次の書類を添付してください。
- (1) 里親希望者及びその同居の家族の履歴書
 - (2) 里親希望者の居住する家屋の平面図
 - (3) 親族里親の認定を受けようとする場合は、戸籍謄本
- 3 備考欄については、親族里親の認定を受けようとする場合に、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者の状況を記入してください。

様式第18号の2

里親認定(登録)取消申請書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所
氏 名

印

里親の認定(登録)の取消しについて(申請)

里親の認定(登録)の取消しを受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 取消しを希望する理由

- 2 取消しを希望する里親の種類

- 3 認定(登録)年月日

- 4 登録番号

様式第18号の 3

里親登録変更届出書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所
氏 名 ④

里親に係る登録事項の変更について(届出)

登録を受けた事項に変更が生じたので、里親の認定等に関する省令第13条第 1 項(第15条において準用する同令第13条第 1 項、第17条において準用する同令第13条第 1 項、第20条において準用する同令第13条第 1 項)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 里親の種類

- 2 変更の内容

- 変更前

- 変更後

様式第18号の 4

委託児童事故発生届出書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名

㊞

委託児童に係る事故の発生について(届出)

委託児童に事故が発生したので、里親の認定等に関する省令第13条第1項(第15条において準用する同令第13条第1項、第17条において準用する同令第13条第1項、第20条において準用する同令第13条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 委託児童の氏名
- 2 事故発生年月日
- 3 事故の状況
- 4 事故への対応

様式第18号の 5

養育の継続困難に関する届出書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所
氏 名 ①

養育の継続が困難となったことについて(届出)

委託児童の養育を継続することが困難となったので、里親の認定等に関する省令第13条第2項(第15条において準用する同令第13条第2項、第17条において準用する同令第13条第2項、第20条において準用する同令第13条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 委託児童の氏名

- 2 養育が困難となった理由

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二條第一項第十四号の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

購読料 発行 秋 田 県
 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印 刷 所

秋田株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(082)8766863
 FAX(082)8766863
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
 松原印刷社
 秋田市山王七丁目五番二十九号

